

関係各位：

2021年5月24日

経営支援NPOクラブ事務局長

緊急事態宣言下でのNPOクラブ事務所(神田)運営について

緊急事態宣言が4都府県から10都道府県に拡大され、東京等は5月31日までとなっておりますが、現在の状況下予断を許さない情勢です。ワクチン接種は徐々に進んでおりますが、まだまだ普及率は低い状況にあり、高齢者組織としては今後共、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛が強く要請されております。

5月24日の企画委員会で下記の通りとする事決定致しましたので、ご連絡致します。

1. NPO事務所：緊急事態宣言解除時まで事務所は原則閉鎖とする。
運営上最小限の事務機能を維持すべく少人数の事務局員のみが輪番制で出勤する。
開所時間（10時30分～15時30分）とする。
尚、水曜日は完全閉鎖とする。
 - ・ 高齢者の組織であり、交通機関での感染リスクも高いところから、事務所での打合せはなしとする。
 - ・ 万やむをえない事情により事務所を利用する場合も個人単位とし、事前申請の厳守をお願い致します。
届出なき場合は入所ご遠慮願うこともありうべく宜しくご了解ください。
2. 大人数会議：理事会、企画委員会、業務推進委員会、各グループ定例会、研究会等については全てWeb会議とする。
3. 内外少人数会議：Web会議を原則としますが、例外的に外部とリアルでの会議・企業訪問等が必要な場合は、企画委員会へのコロナ対策申請書提出をお願い致します。
4. 外部との折衝：極力リアル接触を避け、電話・Web等での折衝をお願いします。

以上